

## 延岡市公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定めるもののほか、公益通報等を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 通報対象事実 次のいずれかに該当するものをいい、本市に対する意見、要望、苦情、誹謗中傷等を除く。

ア 法第2条第3項に規定する通報対象事実

イ 市の事務事業に係る不当な行為で、市民の利益を失わせ、若しくは市に著しい損害を与える事実又はそれらのおそれがある事実

ウ 市民の生命、身体又は財産その他の利益に重大な損害を与える事実又はそのおそれのある事実

エ その他法令（条例、規則、訓令等を含む。以下同じ。）に違反する事実又はそのおそれのある事実

(2) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員若しくは同条第3項第3号に規定する特別職に属する本市の職員又は内部公益通報の日前1年以内にこれらの職であった者

イ 本市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者若しくはその事業に従事している者又は内部公益通報の日前1年以内にこれらの職であった者

ウ 本市を役務の提供先とする派遣労働者又は内部公益通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者

(3) 内部公益通報 職員等からの通報対象事実に係る通報であって、市が法第2条第1項第1号に規定する事業者として受けるものをいう。

(4) 外部公益通報 職員等以外の者からの通報対象事実に係る通報であって、市が受けるものをいう。

(公益通報受付窓口の設置)

第3条 内部公益通報及び外部公益通報を受け付ける窓口を、総務部総務課に

設置する。

- 2 前項の規定にかかわらず、内部公益通報又は外部公益通報を受け付ける窓口を、弁護士事務所その他適当と認められる機関等に委託することにより設置することができる。

(公益通報調査委員会)

第4条 内部公益通報及び外部公益通報に関する対応業務を総括するため、公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長、総務部長、総務部総務課長及び総務部職員課長

- (2) 前号に掲げる者のほか、委員長が指名する者

- 3 委員会の委員長は、副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成23年規則第10号）第4条に規定する順序の1位である副市長とする。

- 4 委員会の会議は、委員長が招集し、会務を掌理する。

- 5 委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

- 6 委員は、自らが関係する通報の対応業務に関与してはならない。

- 7 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(公益通報対応業務従事者)

第5条 内部公益通報及び外部公益通報の対応業務従事者（以下「公益通報対応業務従事者」という。）は、総務部総務課長及び総務部総務課法制第1係長その他委員会の委員長が適当と認める者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、弁護士その他知識、技能及び経験を有する者に内部公益通報又は外部公益通報の対応業務を委託することができる。この場合において、当該対応業務を受託した者は、公益通報対応業務従事者として、法及びこの要綱の規定を適用する。

- 3 公益通報対応業務従事者は、自らが関係する通報の対応業務に関与してはならない。

(内部公益通報の受付)

第6条 公益通報対応業務従事者は、内部公益通報を受け付けたときは、次に掲げる事項について当該通報した職員等に確認するものとする。ただし、当該通報した職員等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

- (1) 通報した職員等の氏名、所属及び連絡先

- (2) 通報対象事実に関する本市の機関又は関係者の氏名及び所属

- (3) 通報対象事実に関する具体的な内容

- (4) 通報対象事実に係る法令の規定
- (5) 通報対象事実に係る証拠書類等の有無及びその内容

2 内部公益通報は、文書、電子メール又は面談により行うものとする。

3 公益通報対応業務従事者は、内部公益通報を受け付けたときは、当該通報した職員等に対し、内部公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはないこと、通報した職員等の秘密は保持されること等を説明しなければならない。ただし、当該通報が匿名である場合は、この限りでない。

(外部公益通報の受付)

第7条 公益通報対応業務従事者は、外部公益通報を受け付けたときは、次に掲げる事項について当該通報した者に確認するものとする。ただし、当該通報した者の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

- (1) 通報した者の氏名、所属及び連絡先
- (2) 通報対象事実に関する具体的な内容
- (3) 通報対象事実に係る法令の規定
- (4) 通報対象事実に係る証拠書類等の有無及びその内容

2 外部公益通報は、文書、電子メール又は面談により行うものとする。

3 公益通報対応業務従事者は、外部公益通報を受け付けたときは、当該通報した者に対し、通報の秘密は保持されること等を説明しなければならない。ただし、当該通報が匿名である場合は、この限りでない。

(通報の受理)

第8条 公益通報対応業務従事者は、前2条の規定により内部公益通報又は外部公益通報を受け付けたときは、速やかにその旨を委員会に報告するものとする。

2 委員会は、内部公益通報又は外部公益通報を受理したときはその旨を、内部公益通報又は外部公益通報を受理しないときはその旨及びその理由を当該通報した者に通知するものとする。ただし、当該通報が匿名である場合又は当該通報した者が通知されることを希望しない場合は、この限りでない。

(調査)

第9条 委員会は、前条の規定により内部公益通報又は外部公益通報を受理したときは、公益通報対応業務従事者に当該通報に係る通報対象事実の調査(以下「調査」という。)を速やかに行わせるものとする。

2 調査は、通報した者の秘密の保持に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行う。

3 調査への協力を求められた職員等は、当該調査に協力しなければならない。

この場合において、当該協力を求められた職員等は、調査が行われたこと及び調査により知り得た事項を漏らしてはならない。

4 公益通報対応業務従事者は、調査を終了したときは、その結果を市長及び委員会に報告するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、公益通報対応業務従事者は、市長又は委員会の求めに応じて、調査の進捗状況を適宜報告するものとする。

6 委員会は、第4項の報告を受けたときは、適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該調査を終了した旨を当該通報した者に通知するものとする。ただし、当該通報が匿名である場合又は当該通報した者が通知されることを希望しない場合は、この限りでない。

(是正措置等)

第10条 市長は、前条第4項の報告を踏まえて必要と認めるときは、是正措置、再発防止策その他適当な措置（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。

2 委員会は、前項の是正措置等が講じられた場合は、適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、その旨を当該通報した者に通知するものとする。ただし、当該通報が匿名である場合又は当該通報した者が通知されることを希望しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の是正措置等を講じた後、当該是正措置等が適切に機能しているかどうかを適当な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等を講じることができる。

(処理状況の公表)

第11条 市長は、法及びこの要綱の規定に基づく通報対応の運用状況について、毎年度公表するものとする。ただし、公表することにより、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護、適正な業務遂行並びに利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じる場合には、通報の事案ごとに、その全部又は一部を非公表とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (制定)

この要綱は、平成19年11月9日から施行する。

附 則 (全部改正)

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。